

(単位：百万円)

事業名	労災病院の運営（独立行政法人）		事業番号	1
事業概要	<p>労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供する。また、各都道府県に設置してある産業保健推進センターと連携し、事業主及び勤労者に対する健康確保に関する啓発活動、職場環境の改善指導等を行い、事業場における産業保健活動の支援を行う。</p> <p>さらに、民間病院では行うことが困難な勤労者医療を全国的なネットワークを構築して提供し、被災労働者の早期職場復帰のほか、勤労者の健康確保の面において重要な役割を果たしている。</p>		18年度予算額	11,281
18年度成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩手労災病院については、平成19年3月31日までに廃止する。平成19年度を予定時期とする統廃合対象病院については、統廃合に向けた準備を進める。 2 各労災疾病研究センターにおいて、高・低温、気圧、放射線等の物理的因子による疾患、働く女性のためのメディカルケア分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数4万7千件以上を得る。 3 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。 <ul style="list-style-type: none"> ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万2千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万1千件以上の受託検査を実施する。 4 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。 5 全ての労災病院において患者から満足 of いく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。 			
成果目標を達成するための手法	<ol style="list-style-type: none"> 1 個々病院ごとの「労災病院統廃合実施計画」に基づき廃止に係る業務を進める。 2 各労災疾病研究センターにおいてデータベースの構築を実施し、質の高い情報を効率よく提供する。 3 患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能の強化等勤労者医療の地域支援の推進を行う。 4 救急救命士の病院研修受入等による消防機関との連携の強化、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフの育成配置を行う。 5 日本医療機能評価機構等の病院機能評価の受審、さわやか患者サービス委員会活動、クリニカルパス検討委員会の活動等を通じて、より良質な医療を提供する。また、医療安全チェックシートを見直し、全ての労災病院で活用するとともに、医療安全に関する研修及び医療安全推進週間を実施し、医療安全に関する知識・意識の向上を図る。 	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。	

実績	<ol style="list-style-type: none"> 1 岩手労災病院については、平成19年3月31日廃止 2 各労災疾病研究センターにおけるモデル医療情報などへのアクセス件数：99,043件 3 利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価：74% <ol style="list-style-type: none"> ア 患者紹介率：44.7% イ モデル医療の普及対象者数：22,395人 ウ 受託検査実施件数：27,538件 4 救急搬送患者受入数：67,942人 5 全労災病院における平均満足度：78.7% 		
評価	<p>評価委員会では、「労災病院の再編については、受診患者の診療・療養先の確保、職員の雇用の確保及び移譲先の地元関係者等に最大限配慮し、円滑に処理したことは評価できる。なお、今後予定されている病院の再編についても順調な取組を期待する。」「高度・専門的医療の提供については、医療機関としての基盤である良質で安全な医療の提供のため、労災病院間医療安全相互チェック制度により、各施設で「医療安全確保のための改善計画書」を策定し、本部が支援等を行ったことは評価できる。」とされたところであり、引き続き労災特有の疾病に関する予防から治療、リハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療の提供、各労災疾病研究センターにおけるモデル医療情報等のデータベース構築の実施、患者紹介に関する労災指定医療機関との連携機能の強化等勤労者医療の地域支援の推進、「労災病院統廃合実施計画」に基づく廃止業務の推進等を行う必要がある。</p>		
19年度成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 筑豊労災病院については、平成20年3月31日までに廃止する。平成19年度を統合予定時期とする統廃合対象病院については、それぞれの現状に則して作業を進める。 2 各労災疾病研究センターにおいて、騒音、電磁波等による感覚器障害分野、業務の過重負荷による脳・心臓疾患（過労死）分野に関し、これまでの研究成果を基に、労災指定医療機関等を対象としたモデル医療情報、事業者や勤労者を対象としたモデル予防情報などを掲載したデータ・ベース（ホームページ）を構築し、既存のデータ・ベース（ホームページ）と併せてアクセス件数6万2千件以上を得る。 3 地域医療連携室において次のような取組を行うとともに、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価を70%以上得る。 <ol style="list-style-type: none"> ア 労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、40%以上の患者紹介率を確保する。 イ 労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、労災指定医療機関の診療時間等に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるよう媒体の多様化を図り、1万3千人以上を対象にモデル医療の普及を行う。 ウ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ2万3千件以上の受託検査を実施する。 4 救急救命士の病院研修受入や連絡会議の開催等により消防機関との連携を強化するとともに、救急救命等の高度な臨床技術を有する医療スタッフを育成し配置する。これらにより、6万3千人以上の救急搬送患者を受け入れることが可能な体制を整備する。 5 全ての労災病院において患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を70%以上得る。 	19年度 予算額	11,433
事業名	医療リハビリテーションセンターの運営（独立行政法人）	事業 番号	2
事業概要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する。	18年度 予算額	-

18年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <p>四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>		
成果目標 を達成す るための 手法	<p>四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、チーム医療を的確に実施することにより、身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、職業リハビリテーションセンターとの連携を図る。</p>	<p>成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法</p>	<p>外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。</p>
実 績	<p>医学的に職場・自宅復帰可能となった退院患者割合：81.1%</p>		
評 価	<p>評価委員会では、「患者の状況に応じた在宅就労支援プログラムの実施及び車いす・自動車関連機器の改造など、きめ細やかな対応に努めた点は評価できる。また、患者の満足度において、高い評価を得たことは、評価できる。」とされたところであり、引き続き被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に係る高度・専門的な医療を提供する必要がある。</p>		
19年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、職業リハビリテーションセンターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	19年度 予算額	-

事 業 名	総合せき損センターの運営（独立行政法人）	事業 番号	3
事業概要	被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する。	18年度 予算額	-
18年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <p>外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>		
成果目標 を達成す るための 手法	<p>外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後から一貫したチーム医療を的確に実施することにより、早期に身体機能の向上を図るとともに、職業復帰に向けた機能の改善状況を勘案しつつ、せき髄損傷者職業センターとの連携を図る。</p>	<p>成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法</p>	<p>外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。</p>
実 績	<p>医学的に職場・自宅復帰可能となった退院患者割合：82.5%</p>		

評 価	<p>評価委員会では、「患者の状況に応じた在宅就労支援プログラムの実施及び車いす・自動車関連機器の改造など、きめ細やかな対応に努めた点は評価できる。また、患者の満足度において、高い評価を得たことは、評価できる。」とされたところであり、引き続き被災労働者の職業・社会復帰を支援するため、外傷による脊椎・せき髄障害患者に係る高度・専門的医療を提供する必要がある。</p>		
19年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、受傷直後の医師・看護師・リハビリテーション技師等によるチーム医療を推進し、せき髄損傷者職業センターとの連携等により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合80%以上を確保する。</p>	19年度 予算額	-

事業名	<p>労災リハビリテーション作業所の運営（独立行政法人）</p>		事業 番号	4
事業概要	<p>入所者の自立更正の援助という目的に応じた、より効果的な運営を行うとともに、入所者個々の状況に応じた適切な生活・健康管理の下で軽作業に従事させることにより自立能力の確立を図る。</p>		18年度 予算額	-
18年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 入所者毎の社会復帰プログラムに則り、定期的（3ヶ月に1回程度）にカウンセリングを実施するなどの支援を行い、社会復帰率を24.7%以上とする。</p>			
成果目標 を達成す るための 手法	<p>各人の適性に応じた社会復帰プログラムの作成や就職指導等により自立能力を早期に確立する。</p>	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	<p>外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。</p>	
実 績	<p>社会復帰率：26.0%</p>			
評 価	<p>評価委員会では、「入所者毎の社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングにより数値目標である社会復帰率が平成17年度に対して2.3ポイント高まったことは評価できる。」とされたところであり、引き続き入所者の適正に応じた社会復帰プログラムの作成・就職指導等により自立能力の確立を図る必要がある。</p>			
19年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 在所者個々の障害特性、希望に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援や、作業内容の見直しを行い、社会復帰率を前年度実績に比し1ポイント以上高める。</p>	19年度 予算額	-	

施策名	<p>納骨堂の運営（独立行政法人）</p>		事業 番号	6
施策概要	<p>産業殉職者合祀慰霊式を開催するほか、遺族への納骨等に関する相談窓口の設置及び植栽による環境美化を行う。</p>		18年度 予算額	-

18年度 成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。		
成果目標を達成するための手法	産業災害殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
実績	遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価：93.3%		
評価	評価委員会では、「中期目標に概ね合致している。」とされたところであり、引き続き産業殉職者の慰霊の場にふさわしい環境整備を行う必要がある。		
19年度 成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 遺族等から慰霊の場にふさわしいとの評価を80%以上得る。	19年度 予算額	-

事業名	障害者職業能力開発校経費		事業 番号	7
事業概要	障害者の訓練機会及び訓練職種等についての分析調査並びに障害者職業能力開発校の施設等の整備事業である。		18年度 予算額	367
18年度 成果目標	障害者に配慮した効果的な訓練用機器及び施設の整備を図ることにより、職業訓練を修了した者の就職率を60%以上とする。			
成果目標を達成するための手法	労働市場が求める職業能力を付与するため、産業構造の変化等に対応し、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備を図る。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	平成18年度の実績は、訓練修了（年度末）3ヶ月経過後に作成する定例業務統計（8月）にて集計する。	
実績	障害者職業能力開発校 就職率：66.7%			
評価	平成18年度においては、職業訓練ニーズの少ない訓練科目を廃止するとともに、障害の重度化、多様化に対応した訓練科目の整備等、効果的・効率的な職業訓練を実施したため、成果目標を達成したところ。 障害者の福祉から就労へという流れの中で、障害者職業能力開発校における職業訓練は重度障害者等の労働市場への参入を促進する有効な施策であり、これを労働市場ニーズに応えながら効果的に推進していくためには、障害に配慮した訓練用機器及び施設の整備が不可欠である。			
19年度 成果目標	障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。		19年度 予算額	336

事業名	労災年金相談等支援事業（平成19年度より「11在宅介護支援経費」を統合し、「労災ケアサポート事業」に変更）		事業番号	9
事業概要	労災年金受給者とその家族に対する生活相談・援護、労災年金制度に関する広報及び調査等		18年度予算額	1,832
18年度成果目標	本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。			
成果目標を達成するための手法	労災年金受給者に対する訪問相談、労災ケアサポート相談・指導、健康管理医による指導等を効果的に実施する。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	各種相談業務等を利用した者を対象とした調査結果を指標として評価を実施する。	
実績	有用であった旨の評価：91.1%			
評価	成果目標を達成しているところである。 在所相談業務については、非効率であったためこれを縮小し、労災年金受給者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関する指導を実施する労災ケアサポート事業として事業の内容を見直すとともに、「在宅介護支援事業」についても労災ケアサポート事業として一体的に実施することにより、事業の効率化を図ったものである。			
19年度成果目標	1 本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 労災年金受給者等に対して、訪問・巡回指導を年間3万件以上実施する。 ※ 平成19年度より、「11在宅介護支援経費」を統合し、事業名を「労災ケアサポート事業」に変更。		19年度予算額	1,715

事業名	高齢被災労働者対策事業		事業番号	10
事業概要	高齢重度被災労働者の障害の特性に応じた介護を提供するための施設運営		18年度予算額	3,303
18年度成果目標	1 本事業に対する入居者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。			
成果目標を達成するための手法	労災傷病による障害の特性に応じた心身両面にわたる適切な専門的介護サービスを提供する。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	入居者への有用度調査結果及び入居者実績数を指標として評価を実施する。	
実績	1 有用であった旨の評価：94.7% 2 入居者数：年平均727名、入居率：90.9%			
評価	成果目標を達成しているところである。なお、在宅において介護人がいないなどの理由により、高齢重度被災労働者が日常生活に支障をきたしている状況にあることに鑑み、引き続き、その労災傷病による障害の特性に応じた心身両面にわたる適切な専門的介護を、安定的に継続して行う必要がある。			

19年度 成果目標	1 本事業に対する入居者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。 2 全国8施設の入居者定員800名に対し、年平均で入居者数720名、入居率90%を維持する。	19年度 予算額	3,156
--------------	--	-------------	-------

事業名	在宅介護支援経費（平成19年度より「9労災年金相談等支援事業」に統合）		事業 番号	11
事業概要	在宅の重度被災労働者に対する労災ホームヘルパーによる専門的介護		18年度 予算額	89
18年度 成果目標	本事業に対する利用者から、有用であった旨の評価を80%以上得る。			
成果目標 を達成す るための 手法	在宅の重度被災労働者に対する労災ホームヘルパーによる利用者の介護 実態に対応した質の高い介護サービスを提供する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	労災ホームヘルプサービスを利用した者を対象とした調査結果を指標 として評価を実施する。	
実 績	有用であった旨の評価：85.7%			
評 価	<p>成果目標を達成しているところである。なお、平成19年度より「労災ケアサポート事業」へ統合を行い、実施することとしている。</p> <p>労災ケアサポート事業は、労災年金受給者及びその家族の援護を図るため、労災年金受給者等が必要とする介護、看護、健康管理、精神的ケア等に関し て、専門のスタッフによる指導を実施するものである。</p> <p>一方、在宅介護支援事業(労災ホームヘルプサービス事業)は、在宅で家族介護を受けている労災年金受給者に対して、労災の特性を踏まえた介護サービス を提供し、介護に係る肉体的・精神的負担を軽減することを目的とするものであることから、労災ケアサポート事業の介護等の指導の中で、介護サービス提 供の必要性を把握し、一体となって実施することが効率的・効果的であるため、労災ケアサポート事業として併せて実施することとしたものである。</p>			
19年度 成果目標	※ 平成19年度より、「9労災年金相談等支援事業」に統合。		19年度 予算額	-

事業名	労災診療費審査体制等充実強化対策費		事業 番号	12
事業概要	労災診療費請求内訳書(レセプト)等の点検(事務的審査)、診療費データの集積管理等を行わせることにより労災診療費の審査体制 の強化を図る。		18年度 予算額	3,760
18年度 成果目標	労災診療費請求等について、誤請求率を8.59%(平成17年度実績)以下とする。			
成果目標 を達成す るための 手法	1 労災診療費算定基準の徹底を図るため医療機関向けに研修会を実施 する。 2 特に算定誤りが多い箇所等について、周知・広報を徹底する。 3 誤請求が多い診療機関に対し直接指導する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	労災診療費の誤請求率の調査結果を指標として評価を実施する。	

実績	平成18年度の誤請求率：8.34%		
評価	目標を達成しており、労災診療費の迅速かつ適正な支払を維持していく上で不可欠な事業であり、引き続き実施する必要がある。		
19年度 成果目標	労災診療費請求等において、誤請求率を8.34%（平成18年度実績）以下とする。	19年度 予算額	3,493

事業名	労災年金担保貸付事業(独立行政法人)		事業 番号	13
事業概要	労働者及びその遺族の援護を図ることを目的として、年金たる保険給付を受ける権利を有する者に対する当該権利を担保とする小口の資金貸付事業を行う。		18年度 予算額	34
18年度 成果目標	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮する。 （独立行政法人福祉医療機構中期目標対象期間：平成16年4月～平成20年3月）			
成果目標 を達成す るための 手法	独立行政法人福祉医療機構が貸付業務に用いる電算処理システムの見直し等を行う。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成20年度に事後評価を実施する。	
実績	受託金融機関の申込締切日から貸付実行（借入申込者の口座へ入金）までの期間の事務処理日数が22.5日（概ね4週間）（平成15年度の平均事務処理日数）から17.9日（概ね3週間）となり、4.6日間短縮した。			
評価	評価委員会では、「平均事務処理期間に関し、償還剰余金等の振込データの電子化を行い事務処理の効率化を図る等の取組が見られるほか、（中略）計画に照らし十分な成果を上げている。」とされたところであり、引き続き労働者及びその遺族の援護を図るため、迅速な事務処理を実施する必要がある。			
19年度 成果目標	中期目標期間中に、借入申込から貸付実行までの期間を、平成15年度（概ね4週間）に対し、1週間（事務処理日数5日）短縮する。 （独立行政法人福祉医療機構中期目標対象期間：平成16年4月～平成20年3月）		19年度 予算額	33

事業名	特定分野における労働者の労働条件の確保・改善対策事業		事業 番号	14
事業概要	労働者の労働条件の確保・改善対策については、主として定期監督において、個別事業場に対し、法の履行を図らせているところであるが、定期監督のみでは限りがあることから、集団的に指導することにより法の履行確保を図っている。		18年度 予算額	167
18年度 成果目標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得る。			

成果目標を達成するための手法	集団指導の周知を積極的に行うとともに懇切丁寧な指導に努める。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	集団指導終了後に意見聴取する。
実績	集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の評価：94.2%		
評価	事業主等から法令等について理解できた旨の評価は目標を達成しており、労働者の労働条件の確保・改善を図る上で効果があり、新たに改正される法令等の着実な履行を図る必要があるため、引き続き事業を実施する必要がある。		
19年度成果目標	都道府県労働局において実施する集団指導に出席した事業主等から法令等について理解でき、事業場において指導を踏まえた取組を行う旨の回答を80%以上得る。	19年度予算額	101

事業名	産業保健推進センターの利用促進事業(独立行政法人)		事業番号	15
事業概要	労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修、相談を実施する。また、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する。		18年度予算額	-
18年度成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成18年度における目標は以下のとおり。 1 産業保健関係者に対し、延べ2千回以上の研修を実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。 2 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については40万件以上得る。 3 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。			
成果目標を達成するための手法	ニーズ調査等の結果を研修内容に反映させ質の向上を図る、インターネット等多様な媒体を用いた研修内容、研修の申込受付を実施する、都道府県労働局・労働基準監督署と連携し、地域産業保健センターに対する支援を強化するとともに、事業主に対する広報及び啓発等を行う。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。	
実績	1 産業保健関係者に対する研修回数：3,058回、産業保健関係者からの相談件数：12,116件 2 情報誌「産業保健21」：年4回発行、産業保健推進センターのホームページアクセス件数：832,429件 3 地域産業保健センター運営協議会への出席、助言：429回 地域産業保健センターの新任コーディネーターに対する新任研修開催数：東京1回 26人参加、大阪1回 18人参加 地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修開催数：各センターで年1回以上開催し、合計で86回開催			
評価	評価委員会では、「産業保健関係者に対する研修又は相談については、従来の専門的研修及び相談に加え、母性健康管理研修を実施し、働く女性のための新しい対応を行ったことは評価できる。また、平成19年3月に発生した能登半島地震では、被災者及び事業主に対して、迅速かつ適切な対応を行った点は高く評価できる。」とされたところであり、引き続き労働災害防止計画に定める労働者の健康確保対策の推進に寄与するため、産業保健関係者に対する研修・相談の実施、ホームページ等を通じて産業保健に関する情報を提供する必要がある。			

19年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>1 産業保健関係者に対し、各地域のニーズに応じて延べ2千回以上の研修を積極的に実施するとともに、産業保健関係者からの相談を9千6百件以上確保する。</p> <p>2 産業保健関係者に対し年4回発行する情報誌「産業保健21」、ホームページ及びビデオ・図書により産業保健に関する情報提供を行うとともに、ホームページのアクセス件数については65万件以上得る。</p> <p>3 各産業保健推進センターにおいて年1回以上能力向上のための研修を実施する。</p>		19年度 予算額	-
事業名	勤労者予防医療センターの運営(独立行政法人)		事業 番号	16
事業概要	勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する。		18年度 予算額	-
18年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <p>勤労者の過労死予防対策の指導を延べ10万2千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万4千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千人以上実施するとともに、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p>			
成果目標 を達成す るための 手法	<p>労働衛生関係機関との連携や予防関連学会等からの最新の予防法の情報収集等により指導・相談の質の向上を図る、指導・相談等の実施時間帯の設定に配慮する、センター利用者の満足度調査結果を指導・相談内容に反映させ質の向上を図る。</p>	<p>成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法</p>	<p>外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。</p>	
実 績	<p>1 勤労者の過労死予防対策の指導：135,238人</p> <p>2 メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談：18,580人</p> <p>3 勤労女性に対する女性保健師による生活指導：3,884人</p> <p>4 利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価：90.9%</p>			
評 価	<p>評価委員会では、「勤労者に対する過労死予防、メンタルヘルス不全予防、勤労女性の健康管理対策については、利用者の利便性への取組を強化し、勤労者の利用しやすい時間帯の相談を実施するなどの取組は評価できる。」とされたところであり、引き続き勤労者の健康確保を図るため、過重労働による健康障害の防止、心の健康づくり、勤労女性の健康管理を推進する必要がある。</p>			
19年度 成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間：平成16年4月～平成21年3月)なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>勤労者の過労死予防対策の指導を延べ12万8千人以上、メンタルヘルス不全予防対策の勤労者心の電話相談を延べ1万8千人以上、勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ3千5百人以上実施するとともに、利用者から職場における健康確保に関して有用であった旨の評価を70%以上得る。</p>		19年度 予算額	-

事業名	海外勤務健康管理センターの運営（独立行政法人）		事業番号	17
事業概要	海外派遣労働者に対する健康診断を行うほか、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報について調査・研究を行い、そのデータを随時提供する。		18年度予算額	-
18年度成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <p>1 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>2 海外派遣労働者の健康促進、メンタルヘルス等に関する調査研究成果をホームページで情報提供し、1万8千件以上のアクセスを得る。</p>			
成果目標を達成するための手法	海外派遣労働者や派遣企業に対する広報活動の強化、また、定期的にセンター利用者に対し満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を業務運営に反映する。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。	
実績	<p>1 施設サービス利用者数：15,907人</p> <p>2 海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価：95.2%</p> <p>3 ホームページアクセス件数：55,275件</p>			
評価	<p>評価委員会では、「前年度に引き続き、満足度調査において中期目標に記載された数値を上回ったほか、満足度調査の結果を踏まえ、海外医療相談コーナーを新たに設置し、海外の最新医療情報・生活情報を提供するなど、利用者のニーズに応えたサービスを向上させた。」とされたところであり、引き続き海外派遣労働者に対する健康診断の実施、健康に関する相談・疾病予防・海外の医療衛生情報についての調査・研究を行い、そのデータを随時提供する必要がある。</p>			
19年度成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。</p> <p>1 健康診断被験者・講習会受講者等の施設サービス利用者を1万3千1百人以上確保するとともに、海外派遣労働者の健康管理の向上に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p> <p>2 海外派遣労働者の健康管理、メンタルヘルスに関する調査研究成果及び巡回健康相談で収集した海外医療情報等をホームページで情報提供し、3万5千件以上のアクセスを得る。</p>		19年度予算額	-

事業名	海外巡回健康相談事業（独立行政法人）		事業番号	18
事業概要	海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う。		18年度予算額	-
18年度成果目標	<p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成18年度における目標は以下のとおり。</p> <p>海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。</p>			

成果目標を達成するための手法	海外巡回健康相談時に満足度調査、ニーズ調査を行い、その結果を次回の海外巡回健康相談の業務内容に反映する。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	外部有識者による独立行政法人評価委員会において平成19年度に年度評価、平成21年度に事後評価を実施する。
実績	海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価：97%		
評価	評価委員会では、「前年度に引き続き、満足度調査において中期目標に記載された数値を上回った。」とされたところであり、引き続き海外に在留する邦人労働者の健康管理の支援を行う必要がある。		
19年度成果目標	独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。（対象期間：平成16年4月～平成21年3月）なお、平成19年度における目標は以下のとおり。 海外に在留する邦人労働者から、海外巡回健康相談が海外での健康管理に有用であった旨の評価を80%以上得る。	19年度予算額	-
事業名	林業における安全衛生対策の推進事業（平成19年度より「林業従事者等における安全衛生対策の推進事業」に変更）	事業番号	19
事業概要	林業において多発する「かかり木」による労働災害を防止するため、巡回指導、研修会の実施等により、安全対策の推進を図るもの。 また、林業における振動障害防止対策を推進するため、チェーンソー取扱事業場及び労働者の調査を行い、特殊健康診断の受診状況をシステム管理し、事業主等に対し特殊健診の受診勧奨等を行うとともに、特殊健診を受診していない労働者に対して巡回方式による特殊健診を実施する。	18年度予算額	78
18年度成果目標	1 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 2 振動障害の巡回検診の有所見率を7.7%以下にする。		
成果目標を達成するための手法	1 巡回指導・研修会の実施、パンフレットによる周知等 2 チェンソー取扱作業指導員による現場の巡回指導や振動障害防止対策の啓発・特殊健康診断の実施等	成果目標の達成度の事後的な評価方法	1 参加者からのアンケートによる評価 2 振動障害の巡回特殊健診の有所見率
実績	1 事業対象事業場において、研修会・巡回指導を受けた後、労働災害防止のための対策を改善したと回答した割合：86% 2 振動障害の有所見率9.8%		
評価	目標を達成し、林業における安全衛生対策の取組の推進に効果を上げており、他産業と比較して災害発生率が高い林業において更なる安全衛生対策の取組を推進するため、引き続き事業を実施する必要がある。 17年度における有所見率10.6%を下回ったが、目標達成には至らなかった。小規模事業場の多い林業における労働災害・業務上疾病を防止するためには、健康管理指導を強化する等一部事業を見直した上で引き続き事業を実施する必要がある。		

19年度 成果目標	1 危険性の調査の実施に係る個別指導の対象とした事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を86%以上とする。 2 高性能林業機械に係る研修会に参加した事業場において高性能林業機械の安全対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。 3 振動障害の巡回特殊健診の有所見率を7.7%以下にする。 ※ 平成19年度より、事業名を「林業従事者等における安全衛生対策の推進事業」に変更。	19年度 予算額	69
--------------	---	-------------	----

事業名	建設業における総合的労働災害防止対策事業	事業 番号	20
-----	----------------------	----------	----

事業概要	建設業における労働災害を防止するため、足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等を行う。	18年度 予算額	742
------	--	-------------	-----

18年度 成果目標	1 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。 2 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を50%以上に高める。 3 安全優良職長として厚生労働大臣から顕彰された者が研修会の内容等を活用した安全衛生活動を実施した割合を80%以上とする。		
--------------	---	--	--

成果目標 を達成す るための 手法	足場先行工法・手すり先行工法の定着のための研修・指導や専門業種別のリスクアセスメントに係るマニュアルの開発、研修等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	参加者からのアンケートによる評価。
----------------------------	--	-------------------------------------	-------------------

実 績	1 事業対象事業場における対策の改善措置を講じた事業場の割合：84.6% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成19年度終了後速やかに評価する予定。 2 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率：47.7% 3 顕彰された職長が研修会の内容等を活用して安全衛生活動を実施した割合：92.6%		
-----	--	--	--

評 価	概ね目標を達成しており、依然として災害発生率が高い建設業において更なる労働災害防止対策を推進するため、引き続き事業を実施する必要がある。		
-----	--	--	--

19年度 成果目標	1 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を84.6%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。 2 事業対象事業場における手すり先行工法の普及率を50%以上に高める。 3 安全優良職長として厚生労働大臣から顕彰された者が研修会の内容等を活用した安全衛生活動を実施した割合を90.0%以上とする。	19年度 予算額	576
--------------	---	-------------	-----

事業名	中小地場総合工事業者等における総合的な労働災害防止対策の推進事業 (平成19年度より「中小地場総合工事業者指導力向上事業」に変更)	事業 番号	21
-----	--	----------	----

事業概要	中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力の向上等を図るため、現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等を行う。	18年度 予算額	194
------	--	-------------	-----

18年度 成果目標	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。		
成果目標 を達成す るための 手法	現場所長や店社に対する研修、モデル事業場への個別指導等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	参加者からのアンケートによる評価。
実 績	事業対象事業場における具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合：84.5% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成19年度終了後速やかに評価する予定。		
評 価	目標を達成し、中小地場総合工事業者による下請業者に対する安全管理能力向上のために効果を上げており、更なる管理能力向上のため、引き続き事業を実施する必要がある。		
19年度 成果目標	事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、7.6%以上減少させる。 ※ 平成19年度より、事業名を「中小地場総合工事業者指導力向上事業」に変更。	19年度 予算額	146

事 業 名	安全衛生情報センター運営事業		事業 番号	22
事業概要	事業者の安全衛生活動に必要な情報を的確に提供するため、インターネットを通じた災害事例等の安全衛生情報や安全衛生教育ソフトの提供等を行う。技能講習修了者のデータの一元管理を行う。		18年度 予算額	619
18年度 成果目標	<ol style="list-style-type: none"> 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用し安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とする。 コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を816万件（過去3年間の平均の5%増（以下同じ。））、高度視聴覚媒体の利用者数を13,279人、展示コーナーの利用者数を54,554人以上とする。 			
成果目標 を達成す るための 手法	安全衛生情報センターにおいて提供する災害事例や教育ソフト等の的確な開発、充実等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	安全衛生情報システムへのアクセス数の自動集計、高度視聴覚媒体及び展示コーナーの利用者数の集計。	
実 績	<ol style="list-style-type: none"> 安全衛生情報センターの情報を活用し改善措置を講じた割合：86.3% 安全衛生情報システムへのアクセス数：約1,580万件 高度視聴覚媒体の利用者数：13,521人 産業安全技術等に係る展示コーナー利用者数：56,219人 			

評 価	安全衛生情報システムへのアクセス件数は大幅に増加し目標を達成し、また、利用者への調査では、情報を活用し改善措置を講じた割合が86.3%であるなど情報を活用した事業場の安全衛生対策の実施に大きく貢献している。また、高度視聴覚媒体の利用者数及び展示コーナーの利用者数も目標を達成し、社員教育等の一環として効果的に活用された。安全衛生対策の推進のためには、的確な情報、効果的な教育の提供が必要不可欠であるため、引き続き事業の実施が必要である。		
19年度 成果目標	1 新たに安全衛生情報センターの情報等を利用した安全衛生対策を実施する企業への抽出調査において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を86.3%以上とする。 2 コンテンツの充実等により、安全衛生情報システムへのアクセス件数を1,580万件、高度視聴覚媒体の利用者数を13,563人（過去3年平均の5%増（以下、同じ。））、展示コーナーの利用者数を57,234人以上とする。	19年度 予算額	494

事業名	交通労働災害防止対策推進事業		事業 番号	24
事業概要	交通労働災害を防止するため、事業場に対する個別指導等により、ガイドラインに基づく対策を推進する。		18年度 予算額	69
18年度 成果目標	個別指導対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、個別指導対象事業場における交通労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前と事業実施翌年度を比較して9.6%以上減少させる。			
成果目標 を達成す るための 手法	交通労働災害防止のためのガイドラインに定める項目に係る個別指導を適切に実施する。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	個別指導対象事業場に対し、ガイドラインに定める事項の実施状況に係るアンケート調査を実施する。	
実 績	個別指導対象事業場において、交通労働災害防止規程の見直し等の改善措置を講じた事業場の割合：97.9% なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成19年度終了後速やかに評価する予定。			
評 価	目標を達成し、個別指導の対象となった事業場が交通労働災害防止規程を見直しするなど事業場における交通労働災害防止の取り組みに効果を上げており、更なる交通労働災害の防止の徹底のため、引き続き事業を実施する必要がある。			
19年度 成果目標	1 個別指導対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を実施した事業場の割合を95%以上とするとともに、個別指導対象事業場における交通労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.6%以上減少させる。 2 ITを活用した遠隔による安全衛生管理について、実際の作業に適用し、実証を行うなどにより、実用可能な手法の検討を行う。	19年度 予算額	59	

事業名	自律的安全衛生管理活動普及促進事業（平成19年度より「リスクアセスメント普及促進事業」に変更）		事業 番号	25
事業概要	事業場の自律的な安全衛生管理活動を推進するため、モデル事業場の育成指導、好事例集等の作成、業種別団体を通じた中小事業場に対する導入支援等により、労働安全衛生マネジメントシステムの導入促進を図るとともに、企業外専門家による安全衛生診断事業を行う。		18年度 予算額	215

18年度 成果目標	<p>1 本事業の活動に参加した事業対象団体においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を50%以上とする。</p> <p>2 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を80%以上とするとともに、労働安全衛生マネジメントシステムのモデル事業対象事業場及び診断事業対象事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前と事業実施翌年度を比較して9.6%以上減少させる。</p>		
成果目標 を達成す るための 手法	<p>1 対象団体に対する相談員等の養成、研修会の実施等に係る支援を通し、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。</p> <p>2 個別事業場に対する労働安全衛生の専門家による安全衛生診断の実施により、事業場の安全衛生水準の向上を図る。</p>	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	<p>1 対象団体において実施した研修会の参加者からのアンケートによる評価。</p> <p>2 安全衛生診断の対象とした事業場に対し、診断後の改善への取組み状況について報告を求め、これを把握する。</p>
実 績	<p>1 本事業の活動に参加した事業対象団体において労働安全衛生マネジメントシステムの中核をなすリスクアセスメントを「導入」、「来年度の具体的計画作成」、「来年度の導入の検討」を行うとした事業場の割合：42%</p> <p>2 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合：96.2%</p> <p>なお、労働災害の発生件数の減少目標については、平成19年度終了後速やかに評価する予定。</p>		
評 価	<p>目標を達成し、労働安全マネジメントシステムの中核をなすリスクアセスメントの導入に取り組むなど、事業場の自律的な安全衛生管理活動の推進に効果を上げており、更なる事業場の自律的な安全衛生管理活動の促進のため、引き続き事業を実施する必要がある。</p>		
19年度 成果目標	<p>1 本事業の活動に参加した事業対象団体、機械製造メーカー等においてリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を50%以上とする。</p> <p>2 事業対象事業場において、労働災害防止対策の見直しを行い具体的な対策の改善措置を講じた事業場の割合を95%以上とするとともに、リスクアセスメントに係る指導を実施した事業場における労働災害（休業4日以上）の発生件数を事業実施前年と事業実施翌年を比較し、9.6%以上減少させる。</p> <p>※ 平成19年度より、事業名を「リスクアセスメント普及促進事業」に変更。</p>	19年度 予算額	165

事 業 名	産業保健関係者に対するC型肝炎に関する正しい知識の普及事業（平成18年度限り廃止事業）		事業 番号	27
事業概要	職域においてC型肝炎に関する正しい知識の普及を図るため、産業医等の産業保健関係者を対象とした研修を実施する。		18年度 予算額	5
18年度 成果目標	研修参加者が、当該研修を踏まえ事業場内におけるC型肝炎に関する新たな教育に取り組む割合を80%以上にする。			
成果目標 を達成す るための 手法	研修内容に適した講師の選定、講習内容の充実。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	受講者からのアンケートによる評価。	

実績	アンケートの結果 ○今回の講習会が「有用である」又は「概ね有用である」との回答：85.8% ○現在、「肝炎対策に取り組んでいる」との回答：約40% 「取り組んでいない」との回答：約50% 回答なし：約10% ○「取り組んでいない」と回答があった者のうち、講習会に参加して「とても関心が持てた」又は「関心が持てた」と回答した者：93.5%		
評価	受講者から高い評価を得ており、現在、取り組みを実施していないとする受講者も高い関心を示していることから、新たな教育への取り組みが期待できる。職域におけるC型肝炎を含む感染症に対する研修については、引き続き荷重労働メンタルヘルス事業の中で措置を講じて行くこととする。		
19年度 成果目標	※ 平成18年度をもって廃止。	19年度 予算額	-

事業名	小規模事業場の産業保健活動推進事業		事業 番号	28
事業概要	産業医の選任義務のない小規模事業場の産業保健活動を支援するため、集団で自主的に産業医を選任した場合にその費用の一部を補助する。また、深夜業労働者の健康確保を図るため、深夜業労働者が自発的に健康診断を受診した場合にその要した費用の一部を助成する。		18年度 予算額	224
18年度 成果目標	事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を継続する事業場割合：81%			
成果目標 を達成す るための 手法	補助を受けている事業場に対し、地域産業保健センターに登録し、産業保健指導・援助を受けるよう働きかける等。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を行うとする事業場割合。	
実績	事業終了後に引き続き産業医等による産業保健活動を行うとする事業場割合：75.1%			
評価	目標の達成はできなかったものの、補助を受けている事業場の産業保健活動の定着に効果をあげており、更なる小規模事業場の産業保健活動の推進のため、引き続き事業を実施する必要がある。			
19年度 成果目標	産業医共同選任事業において、事業終了時に引き続き産業医による産業保健活動を継続する事業場割合を81%以上にする。		19年度 予算額	146

事業名	労働衛生関係機関の統一精度管理事業 (平成18年度限り廃止事業)		事業 番号	29
事業概要	健康診断機関の行う健診のレベルを向上し、労働者の健康管理を適切に行うため、一定の能力を備えた健康診断機関に対し、保健指導や事後措置についての評価や指導を実施する。 また、作業環境測定機関の測定データの信頼性の維持向上のため、国に登録されている作業環境測定機関の実態調査を実施し、各機関の測定データのバラツキ、正確さを把握し、その結果に基づき必要な講習等の措置を実施する。		18年度 予算額	41

18年度 成果目標	1 前年度に評価基準を満たさず指導を行った全ての健診機関が評価基準を満たすようにする。 2 統一精度管理事業に参加の作業環境測定機関の測定実施事業場数を75,913事業場(17年度実績)以上とするとともに、Aの評価(A(優良)、B(良)、C(普通)の3段階で評価)を得る機関の割合を74.0%(17年度実績)以上にする。		
成果目標 を達成す るための 手法	1 統一精度管理事業の周知、評価結果に基づき機関に対する講習を実施。 2 評価基準を満たさなかった健診機関の専門技術者に対する研修等を実施。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	1 統一精度管理事業参加機関による作業環境測定実施事業場数、Aの評価を得る作業環境測定機関の割合。 2 前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関のうち、今年度評価基準を満たした健診機関の割合。
実 績	1 前年度に評価基準を満たさず指導等を行った健診機関が評価基準を満たした割合：78.6%(14健診機関中11健診機関) 2 統一精度管理事業に参加の作業環境測定機関による測定実施事業場数は85,408事業場。 A(優良)の評価を得る機関の割合は57.7%であった。		
評 価	目標の一部を達成し、健康診断機関の健診レベルの向上及び作業環境測定機関の測定データの信頼性の維持向上に効果を上げた。今後も実施主体においては、精度管理事業を自主事業として実施すると聞いている。 測定技術としては一定のレベルに達し、精度管理事業に参加した測定機関による測定実施数も目標に達していることから一定の目標は達成できている。		
19年度 成果目標	※ 平成18年度をもって廃止。		19年度 予算額

事 業 名	特定有害業務従事者の離職後特殊健康診断事業 (平成19年度より「32じん肺予防対策調査研究等事業」を統合し、「じん肺等対策事業」に変更)		事業 番号	30
事業概要	石綿取扱い事業等の有害業務に従事し、離職した労働者に対し、労働安全衛生法第67条に基づき、健康管理手帳を交付し、離職労働者の健康管理を実施する。		18年度 予算額	521
18年度 成果目標	離職後健診の受診率を51.4%以上にする。			
成果目標 を達成す るための 手法	健康管理手帳所持者等に対する健診受診等の勧奨、周知。	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	健康管理手帳所持者の特殊健康診断受診率。	
実 績	健康管理手帳所持者に対する特殊健康診断の受診率：59.7%			
評 価	目標を達成し、有害業務従事労働者の離職後の健康管理に効果があったことから、引き続き事業を実施する必要がある。			
19年度 成果目標	離職後健診の受診率を59.7%以上にする。 ※ 平成19年度より、「32じん肺予防対策調査研究等事業」を統合し、事業名を「じん肺等対策事業」に変更。		19年度 予算額	797

事業名	呼吸用保護具等の性能の確保のための買取試験実施事業		事業番号	31
事業概要	呼吸用保護具等の性能を確保するため、防じんマスク及び防毒マスクについて、流通過程において買い取りを実施し、「防じんマスクの規格」及び「防毒マスクの規格」に定める試験を実施する。		18年度予算額	61
18年度成果目標	抜き打ちによる買取試験を行い、規格に適合しない重大な欠陥が生じない状態を維持するとともに、不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。			
成果目標を達成するための手法	買取試験制度の周知を行うとともに、買取試験の結果、製品に不具合等があったメーカー等に対する指導を行う。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	1 型式検定の基準を下回る重大な欠陥の発生状況。 2 不具合がある呼吸用保護具の割合。	
実績	規格に適合しない重大な欠陥を生じない状況は維持できたものの、不具合のある呼吸用保護具の割合が20%に及んだ。			
評価	不具合のあった事案についてはメーカーに早急に対応するよう求め、自主的に改善を求めているところであり、マスクの性能の確保という目的は達成できている。			
19年度成果目標	抜き打ちによる買取試験を行い、表示の不具合等軽微な不具合以外の不具合がある呼吸用保護具の割合を5%以下とする。		19年度予算額	35

事業名	じん肺予防対策調査研究等事業（平成19年度より「30特定有害業務従事者の離職後特殊健康診断事業」に統合）		事業番号	32
事業概要	1 地方じん肺診査医への研修を実施する。 2 法違反は認められないにも関わらず、新規有所見者を発生させた事業場等の調査等を行い、原因と対策を検討する。 3 「じん肺有所見者に対する健康管理教育ガイドライン」について産業保健スタッフに対して講習を行い、当該ガイドラインに沿った教育の普及を行う。		18年度予算額	20
18年度成果目標	研修事業参加者が、当該研修を踏まえ事業場内における健康管理の新たな教育に取り組む割合を80%以上にする。			
成果目標を達成するための手法	講習内容に適した講師の選定、講習内容の充実。	成果目標の達成度合いの事後的な評価方法	受講者からのアンケートによる評価。	
実績	アンケートの結果 ○今回の講習会が「有意義だった」又は「まあ有意義だった」と回答した受講者：参加者の85.1% ○「講習会で得た知識、資料等を所属機関で活用する」とする受講者：参加者の85.4%			

評価	受講者から高い評価を得ており、講習会で得た知識等を所属機関で活用するとする受講者の割合が高いことから、新たな教育への取り組みが期待できる。更なるじん肺の予防・健康管理の適切な実施のため引き続き事業を実施する必要があるが、事業の効率化・合理化を検討する必要がある。		
19年度 成果目標	※ 平成19年度より、「30特定有害業務従事者の離職後特殊健康診断事業」に統合。	19年度 予算額	-

事業名	過重労働・メンタルヘルス対策の推進事業 (平成19年度より「37中小規模事業場健康づくり事業」を統合し、「労働者の健康の保持増進対策事業」に変更)	事業 番号	33
-----	--	----------	----

事業概要	過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場に対する具体的取組手法の普及啓発、対策を推進する人材育成、専門家による支援等各種支援事業を実施する。	18年度 予算額	367
------	--	-------------	-----

18年度 成果目標	メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえた新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を80%以上にする。		
--------------	--	--	--

成果目標 を達成す るための 手法	職場におけるメンタルヘルス対策に関する支援内容の充実及び支援を行う専門家の質の確保	成果目標 の達成度 合いの事 後的な評 価方法	職場におけるメンタルヘルス対策に関する専門家による支援を受けた事業場からのアンケートによる評価
----------------------------	---	-------------------------------------	---

実績	職場におけるメンタルヘルス対策の支援を受けた事業場に対してアンケートによる調査を実施し、86.7%の事業場から「支援を踏まえて新たにメンタルヘルス対策を実施している」又は「支援を踏まえてこれまで実施しているメンタルヘルス対策の内容の工夫を図り継続して実施している」との回答を得た。		
----	--	--	--

評価	目標を達成し、更なる過重労働対策及びメンタルヘルス対策を推進するため、事業場へのメンタルヘルス対策支援の内容や専門家の質の確保を図るための検討を行い、更なる事業内容の充実を図る必要がある。		
----	--	--	--

19年度 成果目標	1 メンタルヘルス支援事業を利用した事業場において、当該支援を踏まえ新たなメンタルヘルス対策に取り組む割合を86.7%以上にする。 2 THPのデモンストレーション事業を利用した事業場から、当該事業を利用した結果、「有効、有用であったことから、今後も続けて取り組むこととする。」との回答の割合を80%以上にする。 ※ 平成19年度より、「37中小規模事業場健康づくり事業」を統合し、事業名を「労働者の健康の保持増進対策事業」に変更。	19年度 予算額	1,149
--------------	--	-------------	-------

事業名	快適職場形成促進事業	事業 番号	34
-----	------------	----------	----

事業概要	喫煙対策をはじめ快適な職場環境形成を図るため、快適職場指針及び喫煙対策ガイドラインの周知、アドバイザーによる快適職場推進計画の認定に係る業務（申請事業場に対する助言、計画の審査等）を行う。	18年度 予算額	424
------	--	-------------	-----

18年度 成果目標	1 快適職場推進計画の認定件数を年間3,210件以上とする。 2 職場における喫煙対策の実施率を88.2%以上とする。		
--------------	--	--	--

成果目標を達成するための手法	快適な職場形成のための指針及び職場における喫煙対策ガイドラインの普及啓発。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	1 快適職場推進計画の認定件数。 2 喫煙対策の実施率。		
実績	1 快適職場推進計画の認定件数：3, 207件 2 職場の喫煙対策実施率：78.7%				
評価	目標数値をやや下回ったが、認定件数はほぼ同様の水準であるなど事業場における快適な職場環境の形成に一定の効果を上げており、さらなる労働者の安全と健康の確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。				
19年度成果目標	1 快適職場推進計画の認定件数を年間3, 210件以上とする。 2 職場における喫煙対策の実施率を88.2%以上とする。			19年度予算額	398

事業名	地域産業保健センターの利用促進事業			事業番号	35
事業概要	小規模事業場における労働者の健康確保のため、全国347カ所に地域産業保健センターを設置し、労働安全衛生法第19条の3に規定されている小規模事業場における労働者の健康管理に係る国の援助として、健康相談、情報提供等を実施する。			18年度予算額	2,460
18年度成果目標	1 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については48,132人以上、事業者等については23,065人以上とする。 2 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談を踏まえ自らの健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を80%以上にする。				
成果目標を達成するための手法	1 地域産業保健センターの広報。 2 産業医に対する研修。	成果目標の達成度の事後的な評価方法	1 健康相談窓口の年間延利用人数。 2 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等の利用者からのアンケートによる評価。		
実績	1 労働者による健康相談窓口の年間延利用者人数：53,695人 事業者等による健康相談窓口の年間延利用者人数：20,474人 2 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談を踏まえ自らの健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合：86.5%				
評価	目標を達成し、健康相談窓口を利用した労働者等の健康確保に効果を上げており、更なる小規模事業場における労働者の健康確保のため、引き続き事業を実施する必要がある。				
19年度成果目標	1 健康相談窓口の年間利用人数を、労働者については53,695人以上、事業者等については23,065人以上とする。 2 「働き盛り層のメンタルヘルスケア支援事業」を利用した労働者、事業者等について、相談等を踏まえた健康管理又は事業場における健康管理に取り組む割合を86.5%以上にする。			19年度予算額	2,082